

# 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく

## 基礎調査（規制区域指定調査）業務委託仕様書

### 第1章 総則

#### 第1条 （適用範囲）

本仕様書は、明石市（以下「本市」という。）が実施する、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）に基づく基礎調査（規制区域指定調査）（以下「本委託業務」という。）に適用する。

#### 第2条 （履行期間）

契約締結日の翌日から令和6年2月29日（木）までとする。

#### 第3条 （業務概要）

本委託業務は、本市全域（面積約 49.42 km<sup>2</sup>）において法第4条に規定する規制区域指定の基礎調査を実施し、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下「規制区域」という。）の候補区域の設定等を目的とする。

#### 第4条 （準拠する法令等）

本委託業務は、本仕様書及び下記の関係法令等に基づき実施するものとし、本仕様書に定めなき事項については、本市とその都度協議し、指示を受けること。

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
- (3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針（案）
- (4) 基礎調査実施要領（規制区域指定編）
- (5) 基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説（案）
- (6) 測量法
- (7) 明石市契約規則
- (8) 明石市財務規則
- (9) その他関係法令、条例及び規則等

#### 第5条 (貸与資料)

本委託業務に関して、本市は受託者に対して下記の資料を貸与する。受託者は各種資料について、破損、紛失及び盗難等がないように取扱いに十分注意すること。また、本委託業務終了後、本市に速やかに返却すること。

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| (1) 宅地造成工事規制区域 (shape 形式データ) | 1 式 |
| (2) 都市計画区域 (shape 形式データ)     | 1 式 |
| (3) 地形図データ (DM 形式：レベル 2500)  | 1 式 |
| (4) 土砂災害警戒区域 (shape 形式データ)   | 1 式 |
| (5) 道路台帳図 (shape 形式データ)      | 1 式 |
| (6) その他必要な資料 (協議による)         | 1 式 |

#### 第6条 (提出書類)

受託者は、本委託業務の着手時、完了前及び完了時にあたり、次に掲げる書類を本市に提出すること。

##### (1) 着手時

- 1) 委託業務着手届
- 2) 管理技術者届出書、経歴書、資格証
- 3) 工程表
- 4) 業務実施計画書

##### (2) 完了前

- 1) 目的物引渡書
- 2) 成果品 (第 3 章 成果品による)
- 3) その他資料等

##### (3) 完了時

- 1) 業務完了届

#### 第7条 (管理技術者)

本委託業務の内容を考慮し、次の実務経験を有するものを配置すること。

##### (1) 管理技術者

大規模盛土造成地の変動予測調査又は宅地造成及び特定盛土等規制法第 4 条に規定する規制区域指定の基礎調査業務の経験を有すること。

## (2) 注意事項

受託者と直接雇用契約のある技術者を配置するものとし、技術者の資格を証明する登録書、保険証の写し及び実務実績を証明する資料を本委託業務に着手する前に本市に提出すること。

## 第8条 (工程管理)

受託者は、本市に本委託業務の進捗状況を綿密に報告するとともに、工程に変更が生じた場合には速やかに変更工程表を作成し、本市と協議したうえで承諾を受けること。

## 第9条 (関係機関との協議)

受託者は、本委託業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく本市に報告すること。

## 第10条 (秘密の保持)

本委託業務で使用する資料や成果品等、業務上知り得た事項については、本市の了解なく外部に開示せぬよう秘密の保持に十分留意しなければならない。

## 第11条 (疑義の解決)

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、本市と協議の上で決定すること。

## 第12条 (再委託の禁止)

受託者は、本委託業務の履行を他のものに委託し、又は請け負わせてはならない。

## 第13条 (契約不適合責任)

- (1) 本委託業務完了後、成果品等において契約事項に適合しない内容等が発見された場合は、本市の指示に従い、必要な措置を受託者の負担において行わなければならない。
- (2) 受託者は、本委託業務の成果品及び成果品に付属する資料等を一定期間保管しなければならない。保管期間については本市と協議したうえで決定すること。

## 第14条 (業務完了)

履行期間内に第3章に示す成果品と目的物引渡書を本市に提出し、検査を受けること。検査の結果、不合格であった場合には、成果品としては認めず、本委託業務を完了することができない。検査に合格した後、本市に業務完了届を提出することをもって本委託業務の完了とする。

## 第2章 業務内容

### 第15条 (業務内容)

本委託業務の内容は以下のとおりとし、基礎調査実施要領（規制区域指定編）及びその他参考資料等を踏まえ、規制区域の候補区域を抽出する。

- |   |    |
|---|----|
| (1) 計画準備  | 1式 |
| (2) 資料収集整理  | 1式 |
| (3) 規制区域（候補区域）の抽出   | 1式 |
| (4) 現地調査  | 1式 |
| (5) 明石市に隣接する自治体（兵庫県及び神戸市）（以下「隣接自治体」という。）<br>との規制区域の指定に係る調整に必要な資料の作成 | 1式 |
| (6) 隣接自治体との調整に基づく規制区域（候補区域）の見直し                                     | 1式 |
| (7) 総合検討・報告書作成  | 1式 |
| (8) 打合せ（打合せ記録の作成を含む。）   | 1式 |

### 第16条 (計画準備)

本委託業務を実施するにあたり、業務内容を十分に把握したうえで、業務の遂行に必要な事項を企画立案すること。業務体制・技術者配置計画、業務工程及び業務実施方法等について記載した業務実施計画書を作成し、本市に提出すること。

### 第17条 (資料収集整理)

受託者は、本委託業務の実施において必要な資料等を収集するとともに、本市の貸与する資料等を含めて整理すること。本市が貸与する各種データを、受託者の作業環境において確認し、データに不備や欠損が無いか、座標系の不一致等が無いかなどのチェックを行い、各データの諸元情報（メタデータ）も併せて整理すること。

### 第18条 (規制区域（候補区域）の抽出)

基礎調査実施要領（規制区域指定編）及び参考資料等を踏まえ、規制区域の候補区域を抽出する。候補区域の抽出に当たっては、本市全域が都市計画区域であることに留意し、本市全域を規制区域の候補区域と想定して検討を行うこと。また、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域（以下「蓋然性のない区域」という。）を抽出し、この区域がある場合は、規制区域の候補区域からこの区域を除外する。

#### ① 市街地・集落等の土地の区域の抽出

人家が一定程度連たんしている土地の区域を抽出するため、建物又は家屋に関するデータをもとに一定距離（50m バッファ等）における連たんする空間領域を検討し、独立する当該領域内の屋敷数を鑑みて、市街地・集落等の土地の区域を抽出する。

## ② 市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

市街地・集落等の土地の区域より、地域の地形に応じた距離（50m～250m バッファ等）における空間領域の検討を行い、市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域を抽出する。

## ③ 蓋然性のない区域の抽出

本市域及び隣接自治体における道路状況や盛土等が発生する蓋然性のある建設工事場所等を整理し、盛土等が行われている状況や今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえて、蓋然性のない区域を抽出する。

## ④ 規制区域の候補区域の設定

前述で抽出した区域に基づき、規制区域の候補区域の抽出を行う。抽出後、尾根及び傾斜変換点等の地形的条件のほか、規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して、規制区域の候補区域を設定する。

## 第19条 （現地調査）

蓋然性のない区域の境界確認等、必要に応じて現地調査を行うものとする。

## 第20条 （隣接自治体との規制区域の指定に係る調整に必要な資料の作成）

規制区域の候補区域を抽出した後に、本市と隣接自治体において、市境等における区域指定について互いに整合が取れるよう調整する必要がある。その調整に必要な資料を、本市と協議したうえで決定し、整理したうえで提出すること。

## 第21条 （隣接自治体との調整に基づく規制区域（候補区域）の見直し）

前条に示す調整結果に基づき、本市の指示に従い規制区域の候補区域の見直しを行うこと。

## 第22条 （総合検討・報告書作成）

第2章に示す業務において収集した資料等を整理すること。本委託業務において設定した規制区域を、本市ホームページにおいて掲載する方法や、窓口等でビラを配布する方法等により事業者や住民に対して周知を行う予定である。その周知に用いる資料を、本市と協議したうえで作成すること。また、令和6年度に法に基づく基礎調査（既存盛土等調査）を行う予定である。その調査に向けた課題や今後検討する必要がある事項等を整理すること。以上の資料等を簡潔明瞭に整理し、報告書として作成すること。

## 第23条 （打合せ）

打合せは業務着手時、中間（2回）及び成果品納品時の計4回に加え、業務の進捗状況に合わせて適時行うこと。受託者は、打合せ事項等について後日確認が出来るように、確認事項、打合せ内容及び出席者等の詳細を記載した打合せ記録を作成し、打合せ終了後速やかに

本市に提出しなければならない。

### 第3章 成果品

#### 第24条 (成果品)

本委託業務の成果品は、下記の通りとする。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 報告書                  | 2部 (正・副) |
| (2) 規制区域図面 (A 1サイズ)      | 1部       |
| (3) 規制区域の GIS データ (CD-R) | 1式       |
| (4) 電子媒体 (CD-R)          | 1式       |